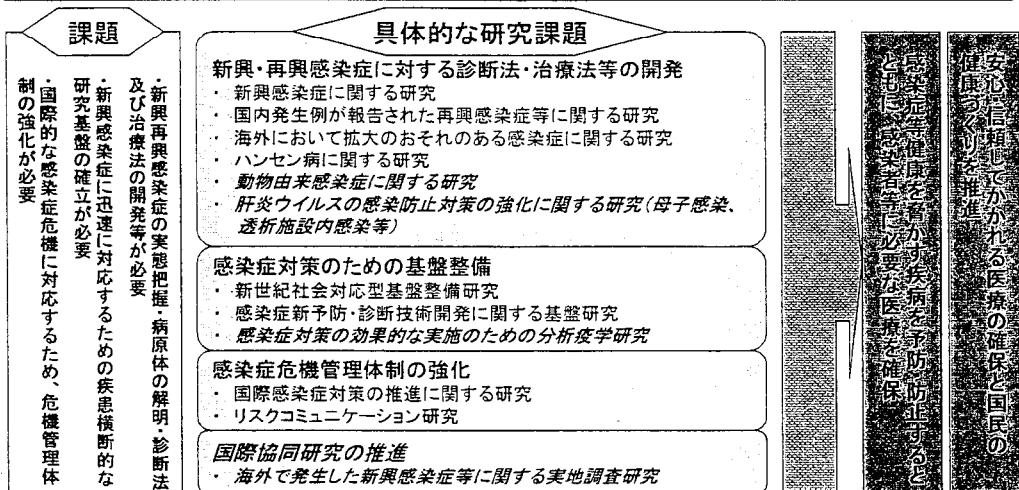


(背景) 近年、新たにその存在が発見された感染症や既に制圧したかにみえながら再び猛威をふるいつつある感染症が世界的に注目されている。これらの感染症は、その病原体、感染経路、感染力等が不明のため、日本国内で患者が報告された場合にパニックを引き起こす可能性もあるため、これらの感染症についての研究を推進し、国内及び諸外国の感染症対策に役立てることが緊急の課題となっている。また、新興感染症の多くは海外で発生しており、速やかに現地に赴き、リアルタイムでの調査・情報収集を行うことが重要である。



B. 評価結果

(1) 必要性

(新興再興感染症分野)

新興再興感染症の多くは、その病原体、感染経路、感染力、発症機序、診断法、治療法について不明な点が多く、診断の遅れや感染防御策の不十分さから、二次感染や院内感染の拡大を引き起こすことがある。また、これらの感染症の多くは動物由来感染症であり、今後は、医学のみならず獣医学、昆虫医学等の関係多分野との連携を強化し、当該分野における基礎的な感染症対策研究を推進する必要がある。

これまで知られていなかった感染症が発生した場合には、誤った情報の伝達により国民の不安が増大し、日本国内で患者が報告された場合にはパニックを引き起こす可能性もある。こういった事態を回避するためには、迅速かつ正確な診断法の開発、感染経路等の解明、正しい情報の収集・分析・還元方法の開発等が極めて重要であり、早急に取り組む必要がある。特に、昨年発生したSARSや近い将来発生が危惧されている新型インフルエンザは、数ヶ月の間に世界的な感染症危機を引き起こす可能性があり、このような感染症に対しては、国際機関や諸外国と連携しながら、国際的なまん延防止対策を講じるための研究を推進する必要があり、厚生労働省が実施する意義は高いと考えられる。

(エイズ分野)

平成9年から本格的に我が国に導入されたH A A R T（多剤併用療法）により、感染者の長期予後の改善は著しいものがみられるが、根治法は未だ確立されておらず、長期投与が必要とされている。しかし、副作用等により、初回導入の4割近くが失敗に至るとされ、その服用の失敗による薬剤耐性ウイルスの出現という新たな問題も生じている。そのため、新たな治療法の開発、長期服用のための方法の確立、新薬やワクチン開発のための更なる研究が重要となってきている。我が国での新規感染の殆どは性的接觸によるものであるが、その予防はプライバシーの保護や学校における性教育の観点から非常に難しく、例えばコンドーム使用の促進など、その行動変容のための研究と同時に、草の根レベルでのきめ細やかな普及啓発手法の開発を推進していくことが重要である。なお、東京・大阪H I V訴訟の和解を踏まえ、恒久対策の一環としてエイズ治療・研究をより一層推進させることが求められている。

(肝炎分野)

肝炎対策については、社会的問題としての観点からも、国として積極的に取り組むべき研究課題であると考える。特に、現在、国民の大きな関心を集めているC型肝炎については、本研究事業において、その疫学（罹患率、経過、予後）が解明されつつあり、インターフェロンを含めた標準的治療法にも進歩がみられ、今後の研究成果も大いに期待される。また、透析施設における感染防止策の構築、B型肝炎の母子感染防止策の徹底、性感染症対策としての肝炎対策等、新たな課題も指摘されている。

(2) 有効性

(新興再興感染症分野・肝炎分野)

本事業においては、これまで我が国の現状に関する数多くの知見を得ることができた。平成13年度実施分は既に終了しているが、当初の目的をほぼ達成しており、十分な成果が得られている。

- ・ 希少であるが危険性の高い感染症の診断法、治療法が一部確立された。
- ・ 食品由来感染症の原因菌の検出法の向上は、韓国産牡蠣輸入禁止の根拠になる等、行政施策に結びついた。
- ・ PFGE の標準化により、広域感染症の疫学調査が容易になった。
- ・ 結核に関する新たな知見が集積され、法律改正を含む対策強化につながった。特に、21世紀型日本版DOTSの開発は治療率向上に有益であった。
- ・ インフルエンザ、ハンセン病など社会的意義が高い疾患の対策方法についても新知見が得られた。
- ・ 生物テロ対策に有効なPCR法等の迅速診断法が開発された。
- ・ 天然痘等バイオテロに関する対応マニュアルが策定され、関係自治体に周知された。
- ・ 感染症サーベイランスの適正化のための検討でも改善点が指摘された。
- ・ 特に現在社会的問題となっているC型肝炎の疫学（罹患率、経過、予後）が、1年を

経過した段階で明らかにされつつある。

- ・ C型肝炎ウイルスによる発癌機構も一部解明された。
- ・ C型肝炎キャリアを早期発見するための健診方法が確立され、またC型肝炎に対するインターフェロンを含めた標準的治療法にも進歩が見られる。

(エイズ分野)

HIV／エイズ対策の目標は、予防法、治療法の開発である。エイズ予防ワクチンについては治験段階に至るものがあるなど、着実な成果が上がっている。また、感染拡大阻止の観点からも、サーベランスの精緻化や個別施策層（同性愛者、青少年、静注薬物使用者、風俗産業従事・利用者等）に対する集団毎の特性に応じた介入研究を行っており、当初の目的をほぼ達成して十分な成果が得られている。

(3) 計画性

現在求められている課題がほぼ網羅されており、特に、重要課題については重点的な取り組みがなされている。また、それぞれの研究課題は基本的には3年計画で実施されているものであるが、評価委員会の結果に基づき、必要な場合には研究期間を短縮するなど、効率的な実施が図られている。

(4) 効率性

(新興・再興感染症分野)

昨年、世界的な感染症危機を引き起こした重症急性呼吸器症候群（SARS）は、健康被害のみならず、当初は極東のみで300億米ドルと概算されるほど、深刻な経済危機をも引き起こした。SARSや近い将来発生が危惧されている新型インフルエンザ等の新興感染症は、現代の発達した輸送手段を介した急速な感染拡大により、昨年と同様かそれ以上の大きな損失を引き起こすと言われており、そのような事態に備え、本研究事業により、対策マニュアル、診断法、ワクチン等の開発を行うとともに、平時より感染症研究の基盤整備を行うことは十分な効果を生むものであると考える。

また、新興感染症が発生した際には、その感染源や感染経路が不明であることから、誤った情報の伝達により国民の不安が増大し、過剰な防衛反応をとることが想定されるが、正しい情報の普及・啓発や、疾病に関するリスクを国民と行政、医療関係者が共有し、そのリスクの削減に役立つリスクコミュニケーション手法を用いることで、過剰な反応をある程度回避させることができる。

国際協力の観点からみても、新興再興感染症の多くがアジアで発生していることから、発生当初より現地で迅速な情報収集・分析等を行い、その結果を的確に還元することにより、より早期に感染症の流行をコントロールできるようになり国際的な貢献が期待できる。

(エイズ対策)

HIV／エイズに関する基礎医学・臨床医学・社会医学・疫学が一体となっている研究

事業であり、有識者が事前・中間・事後評価を行うだけではなく、各主任研究者間の調整会議も実施し、一体化の利点を最大化すべく運営されている効率的事業といえる。

また、我が国は外国に比較してHIV感染者の数が少ないため、最新の知見や技術は欧米で発見、創造されることが多いが、本推進研究費を使用した外国への日本人研究者短期派遣事業や外国人研究者の日本への招聘事業等を行い、効率的な知見・技術の獲得に努めており、同時に専門家が十分いるとは言えないエイズ分野での若手研究者を、本体研究を補助する形で、積極的に育成している。

また、経済的観点から見ても、HIV感染者にはエイズ発症防止のための治療や発症後のエイズ治療に対し一生涯に渡り、高額な医療費が必要となり、感染そのものの予防介入は非常に経済効率が高い。また、我が国の感染の中心は青年～中年男性であり、これらの世代が感染することによる社会的損失は甚大と言える。

(肝炎対策)

肝炎対策においては、慢性肝炎、肝硬変等長期の経過をたどるため、数ヶ月に及ぶ入院や数年以上に及ぶ通院治療が必要となるケースもあり、労働力の損失、経済的負担も問題となっていたが、早期発見・診断・治療を行うことにより、その予後の改善や早期の社会復帰が可能となる等、経済面への波及効果も見込まれる。

(5) その他

(新興再興感染症分野)

- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議で、SARSの類型についてはウイルスの解明、病態等の解明を急ぎ、治療薬・ワクチンの開発などの医療の状況も含め医学的知見の集積等を踏まえ2年度毎の見直しを行うこと、地球規模化する感染症問題については、海外事例の収集、分析等を踏まえ、新感染症等への速やかな対応が可能となるよう人材の確保、研究機関の体制整備等を重点的かつ積極的に行うこと。また海外における患者情報の把握及び発生源対策が重要であることにかんがみ、WHO及びASEAN並びに2国間協議等を通じた国際医療協力の一層の推進を図ること、とされている。
- ・ 「結核予防法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議で、国内外における結核に関する情報の収集・分析を行い、最新の知見に基づき、国民、医師その他の医療従事者をはじめとする関係者に対し積極的に情報収集を行いながら、適切な結核対策を開するとともに、国際的な協力・支援の一層の推進を図ること、とされている。
- ・ 「エイズ予防指針」や「性感染症予防指針」に基づき、1. 原因の究明、2. 発生の予防及び蔓延の防止、3. 医療の提供、4. 研究開発の推進、5. 国際的な連携、6. 人権の尊重、7. 普及啓発及び教育、8. 関係機関との新たな連携等を図ること